

食 — 農林水産物・食品の輸出拡大 —

【農林水産物・食品の輸出拡大】

現在、日本の食の市場規模は、少子高齢化等により縮小傾向にある一方、海外の食の市場規模は、新興国の経済成長や人口増加に伴い、拡大傾向にあります。近年では、アジアを中心に海外の消費者の所得向上や、訪日外国人の増加等を通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まっています。このような中、国内需要に応じた生産に加え、輸出の拡大を図っていくことが、国内の農業・農村の持続性を確保し、生産基盤を維持していくために重要です。

このため、政府は、「食料・農業・農村基本計画」（令和2（2020）年3月31日閣議決定）において、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定し、この目標達成に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定しており、その後も現状に対応した改訂が随時行われています。

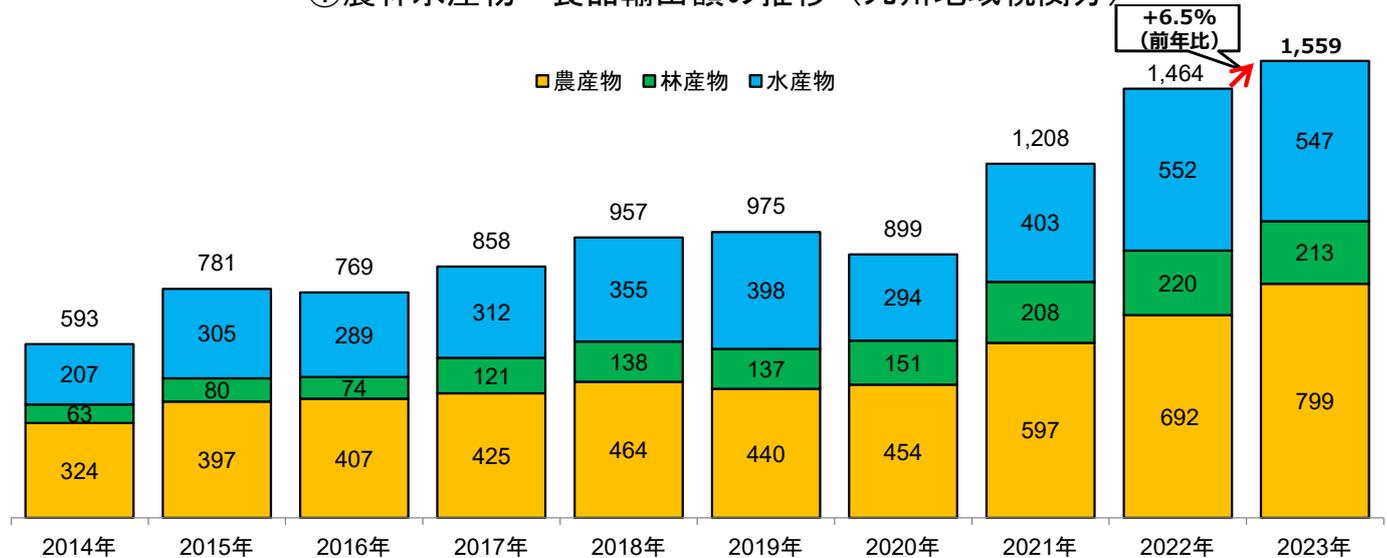
【九州の輸出動向】

令和5（2023）年における全国の農林水産物・食品の輸出額は、1兆4,547億円（前年比+2.9%）と過去最高を更新しました。

また、九州の港等からの輸出額は、1,559億円（前年比+6.5%）となりました。主な輸出品目は、ブリなどの水産物、牛肉などの畜産品、となっています。輸出額の多い国・地域は、中国、アメリカ、台湾となっています。

（単位：億円）

① 農林水産物・食品輸出額の推移（九州地域税関分）



② 主な品目内訳

品目	輸出額 (億円) (2023)	輸出額 (億円) (2022)	前年比 (%)
農林水産物	1,559	1,464	+6.5%
農産物	799	692	+15.3%
加工食品 (アルコール飲料、調製食料品等)	375	303	+23.8%
畜産品 (牛肉、豚の皮、鳥卵等)	230	219	+5.2%
穀物等 (米、小麦粉等)	49	48	+2.5%
野菜・果実等 (かんしょ、いちご等)	67	60	+11.9%
その他農産物 (植木、配合調整飼料等)	76	62	+23.4%
林産物 (丸太、製材加工材等)	213	220	▲2.9%
水産物	547	552	▲0.8%
水産物 (調整品除く) (ぶり、さば等)	512	504	+1.6%
水産調整品 (なまこ、練り製品等)	35	48	▲26.6%

③ 国・地域別順位

順位	輸出先	輸出額 (億円) (2023)	輸出額 (億円) (2022)	前年比 (%)
1	中華人民共和国	367	381	▲4%
2	アメリカ合衆国	254	201	26%
3	台湾	207	178	17%
4	大韓民国	201	177	14%
5	香港	191	187	2%
6	ベトナム	73	76	▲4%
7	タイ	55	57	▲4%
8	シンガポール	35	33	6%
9	オーストラリア	26	28	▲8%
10	フィリピン	22	26	▲17%
-	E U (27国)	41	30	37%

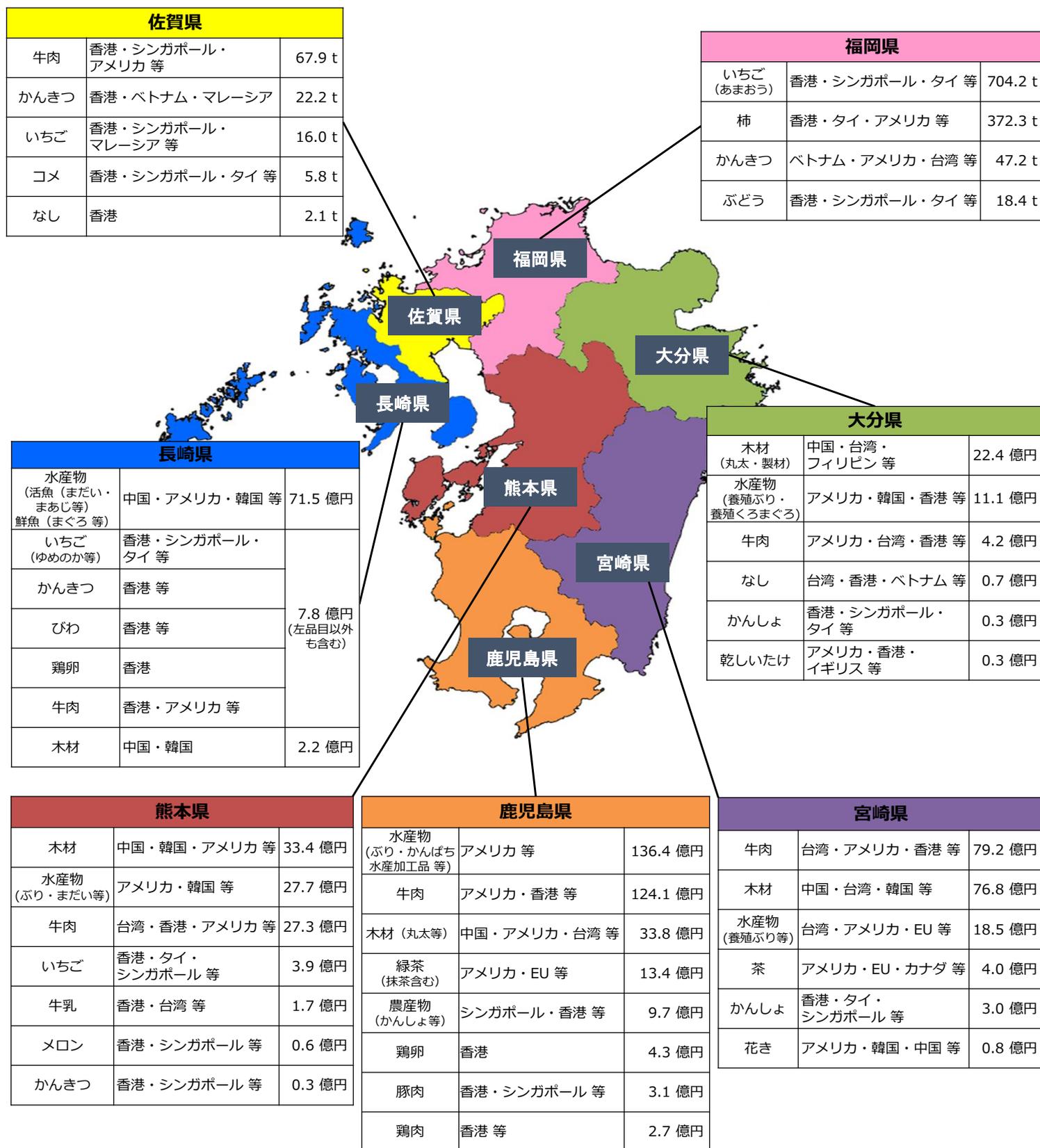
資料：財務省貿易統計をもとに九州地域の港等からの輸出額を九州農政局で参考集計。前年比は百万円単位で計算。

【九州における輸出の特徴】

北部地域では、いちご、かんきつ、なし等の青果物やまぐろ等の水産物の輸出が盛んに行われています。南部地域では、かんしょ、茶のほか、牛肉、豚肉、鶏卵等の畜産物が多く輸出され、ぶり等の水産物や木材の輸出も盛んに行われています。

輸出先国・地域として、中国は丸太・アルコール飲料、アメリカはぶり・牛肉、香港は牛肉・鶏卵、台湾は牛肉・アルコール飲料、等が多く輸出されています（令和4（2022）年度実績）。

九州の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先（令和4（2022）年度版）



資料：九州農政局調べ（各県からの聞き取り）

【輸出に関する取組の推進】

輸出に取り組んでいる又は興味がある生産者・事業者等に以下の支援等を通じて、引き続き輸出を強力に推進することとしています。

(1) 農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP*) による支援

輸出に取り組む生産者や事業者等へ九州農政局やジェトロ等が、海外ニーズに合った製品の安定した生産や、輸出先国・地域の諸規制への対応等、輸出に関する様々な課題の解決に向けたアドバイス等を訪問等により実施しています。(令和5(2023)年度実績では計40件)

(2) 輸出体制整備の支援

輸出事業計画の策定やマーケットインの発想に基づく輸出産地形成等を支援する「GFPグローバル産地づくり推進事業」や、輸出先国等の求める基準・条件等の規制対応を支援する「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」等の補助事業を実施し、輸出体制整備の支援を行っています。

(3) 品目毎の取組や輸出先国における支援

輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携して輸出促進を図る法人を国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定する制度を令和4(2022)年10月より開始し、27品目15団体を認定しています。

また、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する「輸出支援プラットフォーム」を8カ国・地域(14拠点)に設置しています。

(4) 金融・税制による幅広い支援

農林水産物・食品輸出基盤強化資金により、設備資金・長期運転資金等への長期・低利での融資や、一定の輸出事業用資産の取得等をした場合最大5年間の割増償却を行うことができる税制上の特例を創設しています。

(5) 輸出に係る各種証明書の発行

一定の衛生基準を満たしていることを証明する衛生証明書、原発事故関連の産地証明書や放射性物質検査証明書等、輸出先国から求められる証明書の発行を行っています。令和5(2023)年度実績では11,314件の各種証明書を発行しました。

* GFP=Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略称

令和5年度GFPグローバル産地づくり推進事業採択産地(九州)

福岡県(1件)		
①	令和3年度	九州農産物通商(株) うんしゅうみかん

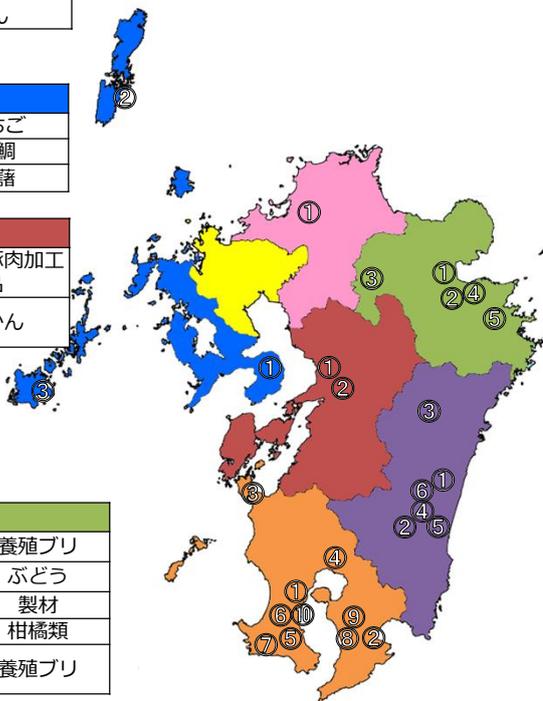
長崎県(3件)		
①	令和5年度	島原雲仙農業協同組合 いちご
②	令和5年度	対馬水産(株) 甘鯛
③	令和5年度	(株)福岡ソノリク 甘藷

熊本県(2件)		
①	令和5年度	(有)コーシン 豚肉・豚肉加工品
②	令和5年度	(株)ローソンファーム熊本 みかん

大分県(5件)		
①	令和3年度	大分県漁業協同組合 養殖ブリ
②	令和3年度	大分県農業協同組合 ぶどう
③	令和3年度	日田木材協同組合 製材
④	令和4年度	大分県農業協同組合 柑橘類
⑤	令和4年度	(株)マルハニチロAQUA アクア事業所 養殖ブリ

宮崎県(6件)		
①	令和3年度	(株)ネイバーフッド 柑橘
②	令和4年度	南九州輸出茶コンソーシアム 茶
③	令和4年度	(株)杉本商店 乾しいたけ
④	令和4年度	(株)MOMIKI ソース調味料
⑤	令和5年度	(株)大森淡水 うなぎ
⑥	令和5年度	(有)竹炭の里 竹炭

鹿児島県(11件)		
①	令和3年度	(有)かごしま有機生産組合 かんしょ
②	令和3年度	(有)大崎農園 かんしょ加工品
③	令和3年度	東町漁業協同組合 だいこん
④	令和3年度	鹿児島県漁業協同組合連合会 ぶり
⑤	令和4年度	(株)指宿やさいの王国 かんしょ、キャベツ、レタス
⑥	令和4年度	(株)大吉農園 キャベツ、カボチャ
⑦	令和4年度	枕崎水産加工業協同組合 かつお類
⑧	令和5年度	(有)南橋商事 かんしょ・かんしょ加工品
⑨	令和5年度	Japan potato(有) かんしょ
⑩	令和5年度	鹿児島県経済農業協同組合連合会 大将季(柑橘)



食 — 和食文化の保護・継承と魅力発信 —

【SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）】

農林水産省では、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」として認定する制度を平成28(2016)年度に創設しました。地域の魅力を磨き上げ、世界に向けて「SAVOR JAPAN」ブランドでの一体的な情報発信を実施し、訪日外国人の誘客の強化に取り組んでいます。

現在まで全国で42地域、九州では平成29(2017)年度に「高千穂郷・椎葉山地域(宮崎県)」、令和元(2019)年度に「島原半島地域(長崎県)」、令和2(2020)年度に「国東半島地域(大分県)」、令和4(2022)年度に「阿蘇市(熊本県)」、令和5(2023)年度に「八女市(福岡県)」が認定されました。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savor.jp/index.html>

【八女市(福岡県)】

特産品の八女伝統本玉露は、日本茶として初めて地理的表示(GI)保護制度を受けるなど、高い評価を受けています。

海外における健康志向の高まりや日本食ブームも踏まえつつ、製茶体験やお茶とタイアップした郷土料理を提案しつつ、農家民宿での農作業体験や和紙・竹細工などの伝統工芸体験を組み合わせた旅行商品の造成を行います。



八女茶



認定ロゴマーク

【日本各地の伝統食品データベース『にっぽん伝統食図鑑』】

農林水産省では、地域固有の多様な食文化の保護・継承、認知拡大、輸出促進を目的に、各地域で選定された伝統的な加工食品を紹介するWebサイト『にっぽん伝統食図鑑』を公開しています。

本サイトでは、伝統食の特徴、歴史、地域における保護・継承の取組やアレンジレシピ等についてデータベース化しております。さらに、日本の伝統食には欠かすことのできない発酵文化についても併せて紹介しています。

現在まで、全国で14道府県、九州では、令和4(2022)年度に熊本県、令和5(2023)年度は、鹿児島県の伝統食品の情報が公開されています。

画像出典：農林水産省「[にっぽん伝統食図鑑](#)」 「市房漬け(いちふさづけ)」

～ 伝統食品の一例 ～



(鹿児島県)

「壺造り黒酢(つぼづくりくろず)」



(熊本県)

【地域の和食文化ネットワーク九州「第2回食文化保護・継承推進ミーティング」】

九州農政局では、食文化保護・継承活動の活性化の支援を目的として、令和3(2021)年2月、「地域の和食文化ネットワーク九州」を設置しました。

本ネットワークでは、メールマガジンの配信やイベントの開催等を通して、食文化の保護・継承に関する情報提供や情報交換を積極的に行っています。

この取組の一環として、令和5(2023)年11月30日、本ネットワーク会員を対象に「第2回食文化保護・継承推進ミーティング」を開催しました。ミーティングでは、(一社)大分学研究会 代表理事兼事務局長 檜本 譲司 氏及び山都町郷土料理研究会 やまのみやこ プロジェクトリーダー 木野 千春 氏による取組事例の発表や参加会員間でテーマに沿って情報交換や意見交換を行い、和食文化の保護・継承活動の推進と会員間の交流・連携を図りました。

https://www.maff.go.jp/kyusyu/syokuryou/syokubunka/R5gekkkan_meeting.html



取組事例発表



情報交換会(分散会・全体発表)



【食育イベントの開催】

令和5（2023）年11月3日（金・祝）、鹿児島大学（鹿児島市）において、同大学との共催で、学生や一般募集した参加者を対象に、「食と農から若者の10年後を考える」をテーマに食育ワークショップを開催しました。

講師として、読者目線の記事で人気を博した長期連載「食卓の向こう側」を手掛けた佐藤弘氏及び落語で食育の大切さを伝える福々亭金太郎氏のおふたりを迎え、学生・一般の混合グループ（4～6名程度）により意見交換やグループディスカッションを行いました。

具体的には、佐藤氏による「食卓の実態（大学生の食事データ）」に関する事例や「持続可能な食料システム」及び「弁当の日※」の取組に関する紹介、福々亭氏による「食生活の重要性」をテーマとした食育落語など、参加者の方々に楽しく食育を学んでいただきました。

参加者のアンケートでは、「今の自分があるのは、忙しいながらも毎日食事を作ってくれた親の存在が大きかった」、「持続可能な社会を作るために『食』がいかに大切かを思い知らされた」などの感想が寄せられました。



会場の様子



佐藤弘氏による説明



福々亭金太郎氏による落語

（鹿児島大学お弁当の日チャレンジ）

～食育ワークショップから新たな活動が花開いています！～

食育ワークショップに参加した鹿児島大学の学生の中で、この「弁当の日」の取組に影響を受けた有志が、11月13日（月）「鹿児島大学お弁当の日チャレンジ」を開催しました。参加者6名は、大学近くの公園に集まって「思い出の味・得意料理」をテーマに自分で作った郷土料理や家庭料理一品を持ち寄り、舌鼓をうちながらおしゃべりを楽しんだようです。これからも継続して開催されるとのことです。



（※）「弁当の日」：2001年香川県滝宮小学校の竹下和男先生が始めた子どもが自分でお弁当を作って学校に持ってくるという取組で、①子どもだけで作る、②小学校5・6年生のみが対象、③10～2月に月1回で計5回を繰り返す、という3つの決まりがあります。

【食育出前講座】

「私たちの食べ物について調べてみよう！～使ってみよう食事バランスガイド～」

令和5（2023）年6月20日（火）、熊本市立春竹小学校において、6年生（76名）を対象に、食事バランスガイドのコマを活用した「朝食の大切さ」の気づきや「食料自給率」及び「食品ロス」に関する正しい理解など、食生活に関する身近で大切なテーマについて勉強会を開催しました。

参加した児童の皆さんからは、「朝食は毎日食べようと思った」、「食料の3分の1が捨てられていることを知って、給食などは残さず食べようと思った」などの感想が寄せられました。



出前講座の様子

（※）九州農政局では、食育の推進のほかに食の安全などの出前講座に取り組んでいます。

【消費者への情報提供・発信】

九州農政局では、令和5年度に食に対する消費者の信頼確保に向けた取組として、消費者団体等との意見交換会（4県（4回）、36人）や食の安全等に関する出前講座（3県（9回）、981人）を開催しました。

特に、消費者団体等との意見交換会では「ジャガイモによる食中毒予防」や「みどりの食料システム戦略」などをテーマに、対面方式で開催したところ、各会場において、活発な議論が交わされました。



出前講座の様子(春竹小学校)

〔消費者団体等との意見交換会で出された主なご意見〕

- ・次世代が安心して暮らすには周知活動の強化・継続や関係機関の連携が必要。（熊本）
- ・有機農業は販路の確保や認証の費用も考慮しないと難しいのではないかと。（長崎）
- ・自分たちに何ができるのか、どう実行するかにつなげるためこのような意見交換の場は必要だと思う。（大分）
- ・新型コロナ明けでジャガイモを利用した調理実習も増えていることから、タイムリーな話題だと思う。（鹿児島）



意見交換会の様子(熊本県)

【消費者の部屋の取組】

消費者の部屋では、農林水産行政や食に関する情報をパネル展示などで提供しています。令和5（2023）年度は、熊本地方合同庁舎A棟1階及びフードパル熊本において特別展示を実施するとともに、新たに「道の駅」2か所での開催を含め、移動消費者の部屋を7回（熊本、大分、長崎）開設しました。

また、夏休み期間中（令和5（2023）年8月2日、3日）、4年ぶりに夏休み特別イベント「しとっと？国のお仕事」を合同庁舎で開催し、333名の方々に来場いただきました。併せてWeb版も夏休み期間の40日間HP上で公開し、2,415名の方々に閲覧していただきました。

消費者の部屋では消費者相談窓口を設置し、消費者の方々からの相談を受け付けています。◆消費者相談窓口 096-211-8582



夏休み特別イベントチラシ



夏休み特別イベント
(オープニングセレモニー)



夏休み特別イベント
(糖度計測の体験)

【情報の発信】

食中毒に関する注意喚起など、消費者が知りたい情報を発信するため、メールマガジン「消費者情報九州」を年間24回、ミニコミ誌「消費生活通信」を同6回発行しました。また、若年層向けの広報誌「来て、見て、知って、「食の安全」の時間。」（通称「キテミテ君」）を同4回発行しました。これらの情報を見た大学・高校等（管内171か所）の先生からは「教科書だけでなく、この広報誌をぜひ授業で活用したい。」という嬉しいご意見をいただいています。

【食品表示の適正化及び米穀等の適正かつ円滑な流通の確保に向けた取組】

消費者の方々が、食品を選択し購入するためには、産地等その食品に関する正しい情報が表示されていることが必要です。

このため、九州農政局では、食品表示法等の関連法令に基づき、飲食店、小売店舗、卸売業者、食品製造業者等に対する調査を行っています。

職員による調査や国民の皆様からの通報（食品表示110番）等により把握した情報に疑義が認められた場合は、事実の解明のために立入検査等を実施し、この結果不適正な表示等が確認されれば、再発防止を含めた表示の改善が図られるよう是正指導を行っています。

食品表示110番

広く国民の皆様から食品の偽装表示など、食品表示法、JAS法、牛トレーサビリティ法、米トレーサビリティ法、食糧法、農産物検査法及び水産流通適正化法に関する疑義情報などを受け付けるためのホットラインとして「食品表示110番」を設置しています。

◆食品表示110番（九州農政局）Tel 0120-005110



小売店舗での調査

【ふるさと納税の返礼品として提供される食品の不適正表示について】

九州農政局では、不適正な表示等が確認されれば、再発防止を含めた表示の改善が図られるよう是正指導を行っているところですが、九州ではふるさと納税に積極的に取り組む市町村が多いことから、ふるさと納税の返礼品として提供される食品（以下「食品返礼品」という。）の表示に対する是正指導も行っています。

ふるさと納税受入額は年々増加しており、これに伴い肉、魚介・海産物などの食品返礼品について、産地偽装等の不適正な事例が複数発生しています。

こうした事態は、ふるさと納税制度の適正な運用に支障をきたすほか、食品に対する消費者の信頼を揺るがしかねないばかりか、国内産地の農業者の適正かつ円滑な取引にも支障をきたす懸念があります。

九州農政局等が取り組んだ食品返礼品における不適正な表示の確認を踏まえ、令和5年12月27日、農林水産省、総務省、消費者庁及び国税庁の連名により地方自治体あてに、「食品返礼品の表示に係る関係法令の遵守」について通知を発出し、地方自治体が事業者への調査・確認を実施すること、食品表示法監視部局と連携することなどを要請しました。

引き続き、食品返礼品をはじめ、食品の適正表示のため、監視業務に取り組みます。

令和4年度以降の九州農政局管内における食品返礼品に係る不適正事例【食品表示法】

年月日	概要	事業者所在地	措置機関
令和4年11月29日	うなぎ加工品に事実と異なる原料原産地名を表示	福岡県	農林水産省
令和5年2月21日	生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示		福岡市
令和5年11月14日	生鮮鶏肉に事実と異なる原産地を表示	宮崎県	農林水産省
令和5年11月14日	生鮮牛肉に事実と異なる原産地を表示	福岡県	
令和6年2月6日	菓子類、果実加工品等の原材料等に不適正な表示	大分県	

【病害虫のまん延防止に向けた取組の推進】

九州は温暖な気候で大陸に近く、病害虫の侵入リスクが高い傾向にあることから、九州農政局では、病害虫の発生・飛来状況を注視し、九州各県のまん延防止に向けた取組を支援しているところです。

令和5(2023)年度、農林水産省は病害虫発生予報を10件発表しました。また九州各県からは、特に注意を要する病害虫について、注意報^{*1}23件、特殊報^{*2}17件が発表されました。さらに、宮崎県や鹿児島県を中心に、サツマイモ基腐病によるかんしょの被害がみられています。

九州農政局では、まん延防止と被害低減に向け、県及び農研機構と連携して、現地に出向き、生産者等への注意喚起及び防除技術の普及を推進しています。また、かんきつ類等の害虫ミカンコミバエ種群が長崎県及び鹿児島県の島しょ部で誘殺されたため、県や市町村等が取り組んだ、雄成虫を誘引して殺虫する誘殺板の設置や、寄主植物の除去等の初動防除の取組に対し支援を行いました。

引き続き、農作物の病害虫のまん延を防止し、食料の安定供給を推進していきます。

- *1 警報(重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表)の次に、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表
- *2 各都道府県において、新たな病害虫が発見された場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

【九州で特に警戒している主な病害虫】

サツマイモ基腐病



基腐病による、かんしょの被害状況

生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業
(01020C)令和3年度版マニュアル
「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より引用

トマトキバガ



トマト等の大害虫：
トマトキバガ(成虫)
農林水産技術会議HPより
引用

ミカンコミバエ種群



果実や果菜類の大害虫：
ミカンコミバエ(成虫)
植物防疫所HPより引用

サツマイモ基腐病防除対策リーフレット

サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために

基腐病とは

- ・病原菌 糸状菌(カビの一種)
- ・寄主植物 主にさつまいも(ヒルガオ科のみ)
- ・症状 地際(土際)の茎が黒変し、茎葉は黄色や紫色に変色して、次第(こ)おれる。茎葉が繁茂する時期には、ツルが黒色から黒褐色に変色し、地上部が枯死する。発病株の芋は、主になり首側から腐敗する。

まん延を防ぐ3つのポイント

- ①基腐病菌を持ち込まない**
 - ・健全な種いも、苗の確保
 - ・種いも、苗の適切な消毒
 - ・ほ場で使った用具等の洗浄
- ②基腐病菌を増やさない**
 - ・ほ場の排水対策
 - ・発病株の早期発見
 - ・発病株の抜き取り、持ち出し
 - ・初期防除の徹底
- ③基腐病菌を残さない**
 - ・残さの持ち出し
 - ・耕うんによる残さの分解促進
 - ・適切な土壌消毒
 - ・たい肥等の有機物施用

3つのポイントを合わせて行うことが大切です。

疑わしい株を見つけたら、最寄りの病害虫防除所・JA等に相談ください。
(裏面には収穫後から植え付け前の対策を記載しています。)

農林水産省九州農政局

サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために
(九州農政局)

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/nouchiku/syokubou.html#sabo>

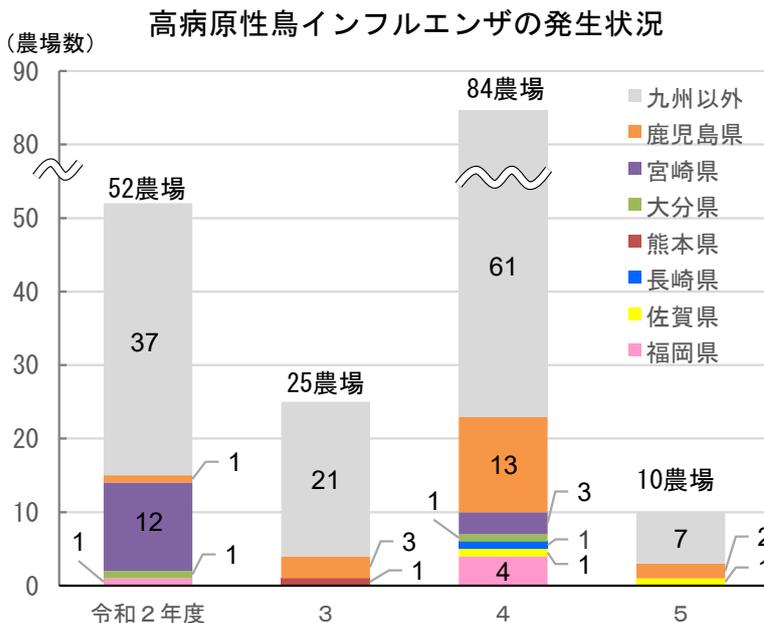
【鳥インフルエンザの防疫対応の支援】

九州では、令和2(2020)年度以降、高病原性鳥インフルエンザが発生し、令和4(2022)年度はこれまでに最も多い6県23農場(全国26道県84農場)で発生が確認され、約228.4万羽(全国約1,771万羽)の殺処分が行われました。また豚熱についても、平成30(2018)年9月に岐阜市の養豚農場で発生して以降、令和5(2023)年8月30日、31日に佐賀県唐津市の2農場において発生が確認されました。

このため、九州農政局では、畜産農家における農場内に病原体を持ち込まないように車両消毒や野生動物対策等の飼養衛生管理基準の遵守を図るために必要な防鳥ネットの整備、鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するための入気口周辺に設置する細霧装置、野生いのししの農場への侵入を防ぐための柵設置等への支援を行っています。

令和5(2023)年度の高病原性鳥インフルエンザの発生件数については、令和4(2022)、令和2(2020)年度と比較して減少しましたが、11月25日に佐賀県鹿島市の農場(採卵鶏)において、令和5年度における国内1例目が発生し、翌年3月までに2県3農場で発生が確認され、約7.6万羽(疫学関連農場を含む)の殺処分が行われました。

引き続き、大規模経営において特定家畜伝染病が発生した際には、九州農政局職員による防疫作業等の人的支援も含め、九州各県が取り組む防疫対応への支援に取り組んでいきます。

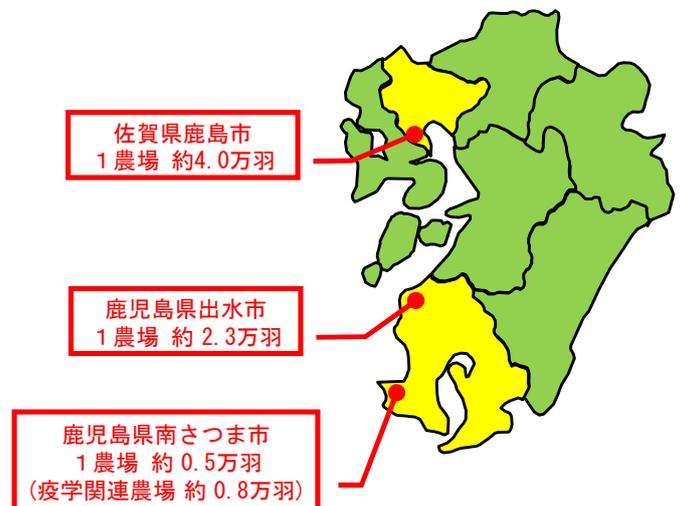


資料：九州農政局調べ

注①：令和3年度は令和3年11月～令和4年5月

②：令和4年度は令和4年10月～令和5年4月

九州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(令和5(2023)年度)



鶏舎に設置された野生動物侵入防止のための防鳥ネット



野鳥での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて実施した公道の散水消毒と車両(タイヤ)消毒 (資料：鹿児島県出水市)

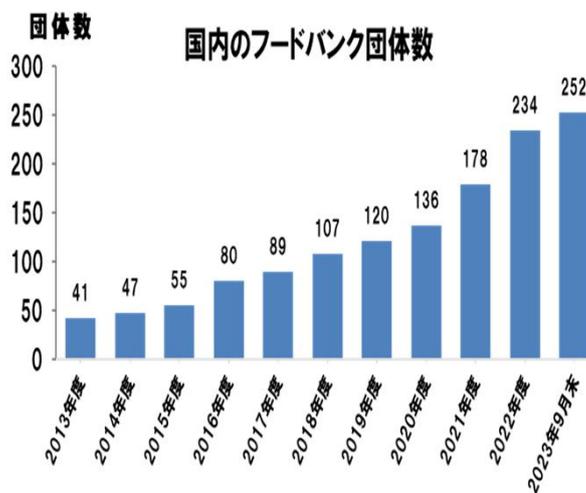
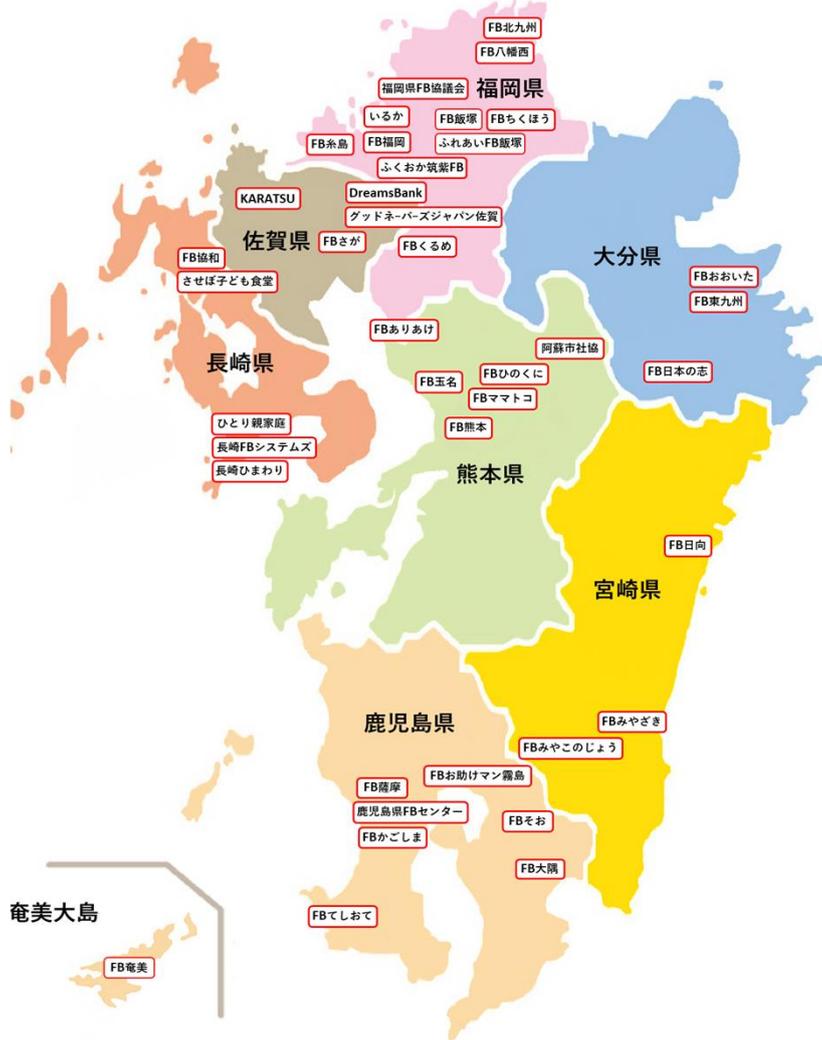
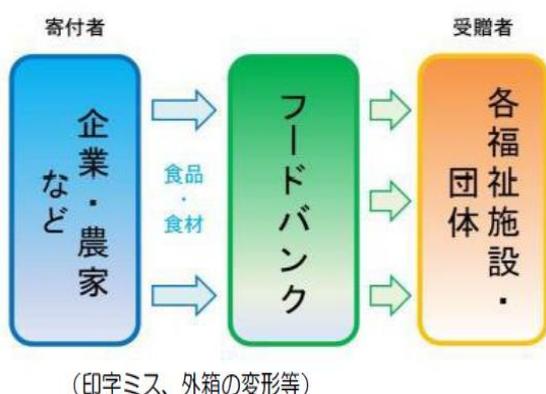
【食品ロスの削減に向けた取組】

我が国における「まだ食べられるのに捨てられている食品(食品ロス)」の発生量は年間約523万トン(令和3(2021)年推計)で、国民1人当たりの食品ロス量は1日約114グラムと、お茶碗一杯分のご飯の量に相当する分が廃棄されています。

こうした中、農林水産省では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元(2019)年10月施行)に基づき、フードバンク活動*や食品関連事業者の商慣習の見直し(食品小売業者の納品期限の緩和や、食品製造業者の賞味期限の年月表示化等)などの取組を推進しています。

* 生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品を食品企業や生産現場等から寄付を受け、必要としている人や施設等に無償で提供する取り組み

フードバンク活動の流れ



資料：農林水産省HP「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢(令和5年11月時点版)」より抜粋

※九州のフードバンク 40団体(令和6年3月31日)活動確認している団体であるが、その活動内容を保証するものではない

【更新時期を迎えた災害用備蓄食料をフードバンク団体へ提供】

九州農政局では、災害時に非常時優先業務が出来るよう食料(非常食や飲料水)の備蓄を行っています。これら備蓄食料について、賞味期限が過ぎても廃棄にならないよう、令和2(2020)年12月から賞味期限間近の備蓄食料をフードバンク団体に無償で提供しています。

令和5(2023)年度は、延べ21のフードバンク団体に提供し、子ども食堂等で活用されています。



災害用備蓄食料



フードバンクへの引き渡し